**矢吹町**

**訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン届出書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**■居宅介護支援事業所及び作成者について**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 |  |
| 事業所番号 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| ケアプラン作成者氏名 |  |

**■ケアプランについて**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フ　リ　ガ　ナ |  | 被保険者番　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被　保　険　者　名 |  |
| 生年月日 | 大・昭　　　年　　　月　　　日 |
| ケアプラン有効期間開始日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 要介護度・生活援助中心型訪問介護回数（※一ヶ月当たりの回数を記入する） | 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 基準回数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |
| 計画上の回　数 |  |  |  |  |  |
| 訪問介護の生活援助が基準回数以上となる理由及び業者選定　理　　　由 |  |

|  |
| --- |
|  |

■矢吹町使用欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 |  | 係　長 | 係　員 | 担　当 | システム |
|  |  |  |  |  |  |

■上記届出について審査

した結果、

承認　・　未承認

とします。

**「厚生労働大臣が定める回数」以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けているケアプランの届出について**

　このことについて、制度改正により平成30年10月から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合には、介護支援専門員は当該ケアプランを保険者である市町村に届け出ることが義務化されました。
　本町におきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の2の規定に基づき、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。
　なお、本改正は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から利用者にとってより良いサービスとすることを目的としており、サービス利用を制限するものではありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

**1　厚生労働大臣が定める回数（1カ月あたり）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **要介護1** | **要介護2** | **要介護3** | **要介護4** | **要介護5** |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

**2　届出が必要なケアプラン**
　平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をしたケアプランに、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたもの。
　※ 身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

**3　提出書類**
　（1）[訪問介護（生活援中心型）の回数が多いケアプランの届出票（本町様式）(ワー　　ド:18KB)](http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/jigyosha/H3010careplan.files/todokede.docx)
　（2）課題分析（アセスメント）シートの写し　1部
　（3）居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し　1部
　（4）訪問介護計画書の写し　1部（事業所ごと）
　＜提出に関する注意事項＞
※ 居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの。
※ 用紙のサイズはA4サイズに統一してください。
※ 訪問介護計画書の写しは、指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの。